

(仮称) 瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)の骨子

1. 条例案の趣旨

工場立地法上の緑地面積率等(緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地算入率)に関して、工場立地法に基づく国の準則(以下、「法準則」と言います。)に代わって適用される当市の規定を設けます。

2. 用語の定義

緑地	樹木が生育する区画された土地(樹木地、低木地、芝生地、花壇等)又は建築物の屋上等(樹木、低木、芝生、花壇等で覆われた建築物の屋上等)
環境施設	緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの(緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等)
重複緑地	生産施設等と重複する緑地 例:緑化駐車場、パイプラインの下の緑地、建物の屋上緑化施設
環境施設面積率	敷地面積に対する環境施設の面積の割合
緑地面積率	敷地面積に対する緑地の面積の割合
重複緑地算入率	緑地面積に算入できる重複緑地の面積の割合

3. 工場立地法の概要

工場の立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置すべき緑地及び環境施設等について定めている法律です。

規制の対象

- ・業種:製造業及び電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電所を除く。)
- ・規模:敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上

規制の内容

- ・法準則より緑地面積率等は、以下のとおり定められています。

環境施設面積率	25%以上
うち緑地面積率	20%以上
重複緑地算入率	敷地面積×緑地面積率×25%以内

- ・工場立地法の制定当初は、緑地面積率等の規定は全国一律でしたが、平成24年の法改正によりすべての市が、国の定める基準の範囲内において、緑地面積率等を条例で定めることが可能となりました。

4. 県内の状況

岐阜県内21市と瑞穂市に隣接する町のうち、緑地面積率等を条例で定めている自治体は、以下のとおりです。

岐阜市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、北方町、神戸町、安八町

※上記のほか大垣市、瑞浪市、各務原市、可児市、海津市は、他の法律（地域未来投資促進法等）に基づき、一部の地域で緑地面積率等の緩和を実施しています。

また、経済産業省の調査によると、平成31年度時点での岐阜県内の条例制定率は、55%となっています。

5. 条例（案）の骨子

既存工場の増改築や新たな企業誘致の促進、市内企業の市外移転の防止、地域産業の振興及び雇用の確保並びに拡大を図るため、瑞穂市においても緑地面積率等を緩和するための条例の整備を行うものです。

緩和案の内容

	現行（法準則）	瑞穂市の緩和案		
		準工業地域	工業地域・工業専用地域	用途地域の定めのない地域
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上
うち緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上
重複緑地算入率	敷地面積×緑地面積率×25%以内	敷地面積×緑地面積率×50%以内		

- ・上記表の区域は、都市計画法で定められた用途地域です。
- ・緩和する区域は、市内全域を基本として、このうち都市計画区域の用途地域の中で良好な住環境や商業環境の維持を目的とする住居地域や商業地域を除きます。
- ・緩和の割合は、当市の市街化状況や県内他自治体の例も踏まえて、国の定める基準の範囲における下限の数値を採用します（国の定める基準は、別紙資料「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」をご確認ください）。
- ・瑞穂市の都市計画図については、市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.mizuho.lg.jp/1852.htm>

6. その他

- ・瑞穂市における工場立地法の規制対象工場は11あり、用途区域ごとの内訳は、以下のとおりです。

準工業地域	工業地域・工業専用地域	用途地域の定めのない地域
1	5	5

- ・工場を原因とする公害については、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法、土壌汚染対策法、岐阜県公害防止条例等で規制されています。
- ・工場立地法の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html